

高年齢労働者 処遇改善促進助成金

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を推進する等の観点から、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇の改善に向けて取り組む事業主に対し助成されます。

対象事業主

雇用保険適用事業所であって、以下の要件をいずれも満たす事業主

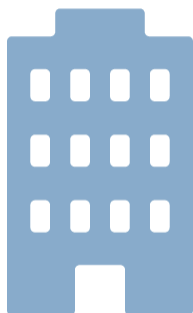
- 60歳から64歳までの高年齢労働者の賃金規定等を改定し、6か月以上適用していること。
- 当該事業所に雇用される労働者に係る高年齢雇用継続基本給付金の受給額が一定割合（賃金規定等改定前後を比較して95%）以上減少していること。



助成額

年度	大企業	中小企業
令和4年度までの率	2/3	4/5
令和5年度以降の率	1/2	2/3

1回の申請の対象期間は6か月とし、**最大4回(2年間)**まで申請可能。



2回目以降も、
初回の申請時に
適用された
助成率を適用。